

平成30年度

行政監査の結果に関する報告書
(公共施設の安全・安心に係る対応状況について)

平成31年2月

島根県監査委員

監 第 1 3 2 号
平成31年2月28日

島根県議会議長
島根県知事様
島根県教育委員会教育長
島根県公安委員会委員長

島根県監査委員 生越俊一

島根県監査委員 岩田浩岳

島根県監査委員 大國羊一

島根県監査委員 後藤勇

平成30年度行政監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第2項の規定に基づき、公共施設の安全・安心に係る対応状況に関する行政監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定したので、別添のとおり提出します。

なお、監査意見に対する措置については、速やかに対応され、同条第12項の規定による措置状況の通知については、平成31年9月末日までに行ってください。

目 次

第1	行政監査の趣旨	1
第2	監査の概要	1
1	監査対象事務	1
2	選定理由	1
3	監査の着眼点	1
4	監査実施機関	1
5	監査実施期間	2
6	監査の実施方法	2
第3	監査の結果	4
1	監査結果	4
2	施設の概要	4
3	消防計画の作成及び提出の状況	5
4	消防訓練等の実施状況	6
(1)	消防訓練の実施状況	6
ア	特定防火対象物における消防訓練の実施状況	6
イ	非特定防火対象物における消防訓練の実施状況	7
ウ	参加者の状況	7
エ	消防訓練時の消防署員の立会いの状況	8
オ	消防訓練後の消防署又は施設責任者からの指導の状況	8
カ	消防訓練の事後検証の状況	8
(2)	これまでの訓練結果を踏まえた訓練内容の見直しの状況	9
(3)	平成29年度に実施した消防訓練以外の訓練の内容	9
(4)	過去の訓練における反省点や改善点の中で、その後の訓練 や施設の安全対策に生かされていること	9
5	火災、災害等の発生時における対応マニュアル	10
(1)	対応マニュアルの作成状況	10
(2)	対応マニュアルの定期的な内容点検の状況	11
(3)	対応マニュアルの改正の状況	11
6	共用スペースや執務室に設置している備品等の転倒・落下・ 移動防止対策	12

(1) 備品等（TV・什器・ラック・パーテーション等）の転倒 ・落下・移動防止対策の状況	12
(2) 一部対策ができていない又は全く対策ができていない施設 の状況	12
7 安全管理に関する職員研修	12
(1) 平成29年度に実施した安全管理に関する職員研修の内容	12
ア 職場で実施した研修	12
イ 県の他課が開催する研修に参加	13
ウ 県以外の機関が開催する研修に参加	14
エ 実施又は参加している研修の開催又は参加頻度	15
第4 監査意見	16
1 防火管理意識の徹底について	16
2 消防計画の内容確認について	16
3 消防訓練の実施について	16
4 訓練内容の充実について	17
5 消防訓練の結果の検証と活用について	17
6 災害・事故等発生時の対応マニュアルについて	17
7 備品等の転倒・落下・移動防止対策について	18
8 安全管理に関する職員研修について	18

第1 行政監査の趣旨

行政監査は、地方自治法第199条第2項の規定に基づき、県の事務の執行について、合法性、正確性、経済性、効率性及び有効性の観点から実施する。

第2 監査の概要

1 監査対象事務

公共施設における安全・安心に係るソフト面での対応

※ 公共施設：県が所有する建築物及び附属設備

2 選定理由

近年、地震や豪雨等の災害が頻発している中で、行政サービスを提供する公共施設の安全・安心は、最優先で確保しなければならない。

そのためには、日頃から、火災や地震等の災害等発生時における初動体制の整備や職員の危機管理意識の向上等、ソフト面での対策を講じておくことが重要である。

今回の監査では、公共施設における安全・安心に係るソフト面での対応状況を検証し、施設利用者や職員の更なる安全対策の向上に資するものとする。

3 監査の着眼点

監査にあたっては、主に次の着眼点に基づき実施した。

ア 消防訓練等は適切に行われているか。

イ 火災・災害等発生時の対応マニュアルが作成され、定期的に見直されているか。

ウ 共用スペースや執務室に設置している備品等の転倒・落下・移動防止対策が講じられているか。

エ 安全管理に関する職員研修は実施されているか。

4 監査実施機関（別表1）

消防法では、多数の者が出入りする建物には、建物の用途、収容人員等により防火管理者を置き、防火管理業務を行わせることとしている。

また、大規模な建物には、防火管理者に併せて防災管理者を定め、防災管理業務を行わせることとしている。

このため、防火管理者や防災管理者を選任する必要がある施設の中から、不特定多数の県民が利用する施設について、施設の種別、規模、地域バランスを考慮のうえ、監査実施機関として25機関を選定した。

5 監査実施期間

平成30年11月7日（水）～平成31年1月15日（火）

6 監査の実施方法

監査実施機関25機関のうち、6機関について実地監査を、19機関について書面監査を行った。

(別表1)

監査対象施設及び監査実施月日一覧

部局	監査実施機関	監査対象施設	監査実施日
総務部	管財課	県庁本庁舎	11月28日
	隠岐支庁県民局	隠岐合同庁舎	11月 8日
	隠岐支庁県土整備局	西郷港旅客上屋	11月 8日
	西部県民センター	浜田合同庁舎	11月26日
地域振興部	しまね暮らし推進課	しまね海洋館	12月 4日
環境生活部	環境生活総務課	男女共同参画センター	12月 3日
	文化国際課	島根県民会館	12月21日
健康福祉部	健康福祉総務課	東部総合福祉センター	12月19日
	医療政策課	松江高等看護学院	12月11日
	保健環境科学研究所	保健環境科学研究所	12月 4日
	出雲児童相談所	出雲児童相談所	11月 7日
農林水産部	農林大学校	農林大学校	12月21日
商工労働部	東部高等技術校	東部高等技術校	11月26日
土木部	都市計画課	浜山公園体育館	11月26日
	宍道湖流域下水道管理事務所	宍道湖流域下水道東部浄化センター	12月 4日
病院局	こころの医療センター	こころの医療センター	11月 7日
教育委員会	文化財課	古代出雲歴史博物館	12月 5日
	図書館	図書館	1月15日
	埋蔵文化財調査センター	埋蔵文化財調査センター	12月 4日
	安来高等学校	安来高等学校	12月19日
	横田高等学校	横田高等学校	12月 4日
	浜田ろう学校	浜田ろう学校	11月26日
	石見養護学校	石見養護学校	12月 3日
警察本部	警察本部	運転免許課庁舎	12月19日
	大田警察署	大田警察署庁舎	12月 3日
合計	25機関	25施設	

※ **太字**は、実地監査を実施した機関

第3 監査の結果

1 監査結果

監査実施機関における施設の安全・安心に係るソフト面での対応については、おおむね適切に行われていると認められた。

2 施設の概要

消防法第2条第2項では、建築物やその他の工作物をはじめ車両、船舶、山林等、その中に収容されているものも含めて、火災予防の対象となるすべてのものが防火対象物とされている。

この防火対象物はその用途や火災の危険性等を考慮して区分され、劇場、百貨店、ホテル等不特定多数の者が利用するもの又は病院、各種福祉施設、幼稚園、特別支援学校等、火災が発生した場合に人命に及ぼす危険性が高い施設は「特定防火対象物」、それ以外は「非特定防火対象物」とされている。

今回、監査した25施設のうち、特定防火対象物は11施設、非特定防火対象物は14施設であった。

また、消防法第8条第1項では、多数の者が出入し、勤務し、又は居住する防火対象物の管理権原者は、建物の用途、規模及び収容人員により、一定の資格を有する者から防火管理者を定め、消防計画の作成、消防訓練の実施、消防用設備等の点検整備等、防火管理上必要な業務を行わせることになっている。

さらに、消防法第36条において、火災以外の災害（地震、毒性物質の発散等により生ずる特殊な災害）による被害の軽減のため、大規模・高層の建築物等の防災管理対象物の管理権原者は、併せて、防災管理者を定め、防災管理に係る消防計画を作成し、防災管理上必要な業務を行わせることになっている。

25施設のうち、防火管理者選任対象施設は24施設、防火管理者及び防災管理者選任対象施設は1施設であった。

表1 施設の概要

監査対象施設	防火対象物の区分	防火管理者等を選任しなければならない施設の区分
県庁本庁舎	○	○
隠岐合同庁舎	○	◎
西郷港旅客上屋	◎	◎
浜田合同庁舎	○	◎
しまね海洋館	◎	◎
男女共同参画センター	◎	◎
島根県民会館	◎	◎
東部総合福祉センター	◎	◎
松江高等看護学院	○	◎
保健環境科学研究所	○	◎
出雲児童相談所	◎	◎
農林大学校	○	◎
東部高等技術校	○	◎
浜山公園体育館	◎	◎
宍道湖流域下水道東部浄化センター	○	◎
こころの医療センター	◎	◎
古代出雲歴史博物館	○	◎
図書館	○	◎
埋蔵文化財調査センター	○	◎
安来高等学校	◎	◎
横田高等学校	○	◎
浜田ろう学校	◎	◎
石見養護学校	◎	◎
運転免許課庁舎	○	◎
大田警察署庁舎	○	◎
計	特定防火対象物 ◎ : 11 非特定防火対象物 ○ : 14	防火管理者選任対象施設 ◎ : 24 防火管理者及び防災管理者選任対象施設 ○ : 1

3 消防計画の作成及び提出の状況

消防計画は、火災等の災害発生を未然に防止し、万一発生してしまった場合にはその被害を最小限に食い止めるため、職員が何をすればよいかを事前に決めておくものである。

消防法施行規則第3条第1項では、消防計画は防火管理者が作成し、所轄消防長（消防本部を置かない市町村においては、市町村長）又は消防署長に届け出なければならないとされ、消防計画を変更したときも同様とされているが、消防計画の作成及び提出は、25施設の全てで行われていた。

表2 消防計画の提出の状況

区 分	施設数
消防計画を提出している	25
消防計画を提出していない	0
計	25

次に、消防計画の変更については、全ての施設で変更届けを提出していた。

表3 変更届けの提出の状況

区 分	施設数
変更届けを提出している	25
変更届けを提出していない	0
計	25

4 消防訓練等の実施状況

(1) 消防訓練の実施状況

消防訓練については、消防計画に基づいて、消火、通報及び避難訓練を定期的実施しなければならないとされているが、必要な訓練を実施した施設は17施設、一部実施しなかった施設は4施設、実施しなかった施設は4施設であった。

表4 消防訓練の実施状況

区 分	施設数	うち特定防火対象物	うち非特定防火対象物
実施した	17	10	7
一部実施しなかった	4	0	4
実施しなかった	4	1	3
計	25	11	14

ア 特定防火対象物における消防訓練の実施状況

特定防火対象物については、消防法施行規則第3条第10項の規定により、消火訓練及び避難訓練を年2回以上実施しなければならないとされているが、特定防火対象物11施設のうち、消火訓練及び避難訓練を2回以上実施した施設は10施設、実施しなかった施設は1施設であった。

実施しなかった施設は、飲食店等が入居している船舶の発着場であるが、消防訓練を実施することの認識がなかったため、消火訓練、避難訓練とも、一度も実施していなかった。

表5 特定防火対象物における消防訓練の実施状況

区 分	消防訓練		施設数	
	消火訓練	避難訓練		
特定防火対象物	実施した	2回以上	2回以上	10
	実施しなかった	0回	0回	1
計				11

イ 非特定防火対象物における消防訓練の実施状況

非特定防火対象物は、特定防火対象物のように消防訓練の内容・回数について義務付けはないが、消防法施行令第3条の2第2項の規定により、消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練を行わなければならないとされている。

平成29年度に消防計画どおりの内容・回数で実施した施設は7施設であり、一部計画どおり実施しなかった施設は4施設、実施しなかった施設は3施設であった。

一部計画どおり実施しなかった4施設については、業務の都合や大雪による臨時休校により、2回実施する計画が1回になったものであった。

なお、実施しなかった3施設については、いずれも業務の都合を理由に実施しなかった。

表6 非特定防火対象物における消防訓練の実施状況

区 分	消防訓練	施設数
非特定防火対象物	計画どおり実施した	7
	一部計画どおり実施しなかった	4
	実施しなかった	3
計		14

ウ 参加者の状況

消防訓練の参加者については、消防訓練を実施した21施設のうち、施設の職員等（職員、警備や清掃業務等委託先企業の従業員）のみの参加によるものが6施設、一般利用者以外の施設利用者（生徒、患者、入居団体の職員、ボランティアスタッフ等）も参加して実施した施設が14施設、訓練当日に施設を訪れた一般利用者にも参加を呼び掛けて実施した施設が1施設であった。

表7 参加者の状況

区 分	施設数
職員等のみ	6
職員等、施設利用者（一般利用者を含まない）	14
職員等、施設利用者（一般利用者を含む）	1
計	21

エ 消防訓練時の消防署員の立会いの状況

消防訓練には消防署員の立会いを受けることができるが、訓練を実施した21施設のうち、16施設で立会いがあり、5施設が立会い無しで実施した。

表8 消防訓練時の消防署員の立会いの状況

区 分	施設数
立会い有り	16
立会い無し	5
計	21

オ 消防訓練後の消防署又は施設責任者からの指導の状況

消防訓練後の消防署又は施設責任者からの指導（講評・助言）については、21施設において行われた。

具体的な指導（講評・助言）の内容については、次のとおりであった。

- ・ 出火から避難完了までの時間短縮を図ること
- ・ 消火栓を使った訓練も取り組むこと
- ・ 消火器による火元の狙い方や火元確認時の体勢について
- ・ 初期の現場確認時には消火器を携行すること
- ・ 避難時の心構えや態度について
- ・ 廊下等の避難経路に障害物を置かないこと
- ・ 避難経路上で混雑しやすい場所には職員を配置すること 等

表9 消防訓練後の消防署又は施設責任者からの指導の状況

区 分	施設数
消防署から指導（講評・助言）あり	10
施設責任者から指導（講評・助言）あり	5
消防署と施設管理者の両方から指導（講評・助言）あり	6
計	21

カ 消防訓練の事後検証の状況

消防訓練の事後検証については、消防訓練を実施した21施設のうち、19施設で行った。事後検証の方法については、訓練参加者へのアンケート、訓練後の聞き取り、反省会等によるものであった。

表10 消防訓練の事後検証の状況

区 分	施設数
行った	19
行わなかった	2
計	21

(2) これまでの訓練結果を踏まえた訓練内容の見直しの状況

これまでの訓練結果を踏まえた訓練内容の見直しについては、18施設で行われていた。

平成29年度に見直しのあった内容は、次のとおりであった。

- ・ 火災発生場所等の訓練内容を事前に周知しないブラインド型訓練を実施した。
- ・ 非常持ち出し袋の搬出を行った。
- ・ 高齢者や車椅子利用者の避難誘導を取り入れた。
- ・ 災害発生時に職員全員がいるとは限らないため、担当以外の任務の訓練も実施した。
- ・ 心肺停止者を想定し、AED講習を併せて実施した。
- ・ 出火箇所確認後の事務室への連絡方法を携帯電話に変更した。
- ・ 訓練ごとに出火場所と時間想定を変更して実施した。 等

表11 これまでの訓練結果を踏まえた訓練内容の見直しの状況

区 分	施設数
行っている	18
行っていない	7
計	25

(3) 平成29年度に実施した消防訓練以外の訓練の内容

消防訓練以外の災害や事件・事故等を想定した訓練については、14施設で実施し、その内容は、地震、大雨を想定した災害対応訓練が12施設、不審者対応訓練が1施設、救命や救護訓練が2施設、失踪者捜索訓練が1施設であった。

表12 平成29年度に実施した消防訓練以外の訓練の内容

区 分	施設数
実施した	14
(災害対応)	(12)
(不審者対応)	(1)
(救命・AED、救護)	(2)
(失踪者捜索)	(1)
実施していない	11
計	25

※複数の訓練を実施した施設があるため、括弧内の数字の合計は、実施した施設数(14)と一致しない

(4) 過去の訓練における反省点や改善点の中で、その後の訓練や施設の安全対策に生かされていること

過去の訓練における反省点や改善点については、24施設においてその後の施設の安全対策に生かされており、その内容は次のとおりであった。

- ・ 緊急時の対応や連絡先をまとめた手帳を作成した。
- ・ 消防訓練の避難時に方角が分からない人がいたため、施設内に方角を表示した。
- ・ 館内が広いので、ハンドマイクで館内誘導を行うように改めた。
- ・ 防火扉に「防火扉の前に物を置かない」との張り紙を貼った。
- ・ 防火扉の開閉場所を明確にするため、表示テープを貼った。
- ・ 施設内に防災用ヘルメットやヘッドライトを配置することとした。
- ・ 消火栓や消火器の場所を配置図に明示し、事務室とカウンターに設置した。
- ・ 避難経路について、一部混雑する箇所があったため見直した。
- ・ 避難経路図をわかりやすくするため、カラー印刷に改めた。
- ・ 非常口の解錠者が鍵の保管場所から遠かったため、保管場所に近い職員に改めた。
- ・ 非常口のドアを修繕した。
- ・ 庁舎内のスピーカーに不具合がないか、通常の放送時に確認するよう努めている。等

表 1 3 過去の訓練における反省点や改善点の中で、その後の訓練や施設の安全対策に生かされていること

区 分	施設数
あり	24
なし	1
計	25

5 火災、災害等の発生時における対応マニュアル

(1) 対応マニュアルの作成状況

消防計画以外に、火災、災害等の発生時における対応マニュアルは、18施設で作成されていた。その内容は、災害対応（火災、地震、風水害等）、事件・事故対応、不審者対応、また、その他としては感染症や個人情報漏洩等への対応であった。

一方、7施設で作成していないが、そのうち5施設では、消防計画や訓練シナリオで対応できているということであり、残り2施設については、マニュアルを作成中であった。

表 1 4 対応マニュアルの作成状況

区 分	施設数
作成している	18
(災害対応)	(18)
(事件・事故対応)	(12)
(不審者対応)	(6)
(その他)	(7)
作成していない (作成中を含む)	7
計	25

※複数のマニュアルを作成している施設があるため、括弧内の数字の合計は、作成している施設数 (18) と一致しない

(2) 対応マニュアルの定期的な内容点検の状況

対応マニュアルの内容点検については、マニュアルを作成している 1 8 施設のうち、1 6 施設が定期的に又は必要に応じて内容点検を行っていた。

表 1 5 対応マニュアルの定期的な内容点検の状況

区 分	施設数
行っている	16
(年 1 回程度)	(9)
(1 年～2 年に 1 回)	(1)
(2 年～3 年に 1 回)	(1)
(人事異動時)	(1)
(随時)	(4)
策定以降行っていない	2
計	18

(3) 対応マニュアルの改正の状況

対応マニュアルの改正については、マニュアルを作成している 1 8 施設のうち、1 5 施設が必要に応じて改正を行っていた。

改正内容については、避難経路や避難場所の見直し、想定災害の追加、実際に発生した災害・事故を踏まえた対応の見直し、組織改編による体制・人員の変更等であった。

表 1 6 対応マニュアルの改正の状況

区 分	施設数
行っている	15
行っていない	3
計	18

6 共用スペースや執務室に設置している備品等の転倒・落下・移動防止対策

(1) 備品等（TV・什器・ラック・パーテーション等）の転倒・落下・移動防止対策の状況

共用スペースや執務室に設置している備品等の転倒・落下・移動防止対策については、4施設が全て対策済み、19施設が一部対策ができていない、2施設が全く対策ができていない状況であった。

表17 備品等の転倒・落下・移動防止対策の状況

区 分	施設数
全て対策済みである	4
一部対策ができていない	19
全く対策ができていない	2
計	25

(2) 一部対策ができていない又は全く対策ができていない施設の状況

一部対策ができていない又は全く対策ができていない21施設のうち、現在、対策中とするものが6施設、検討中とするものが12施設、未定が3施設であった。

対策ができていない部分は、書架、ロッカー等の固定であったが、現在、管財課では、家具転倒防止マニュアルを作成中である。

表18 一部対策ができていない又は全く対策ができていない施設の状況

区 分	施設数
現在、対策中	6
現在、検討中	12
未定	3
計	21

7 安全管理に関する職員研修

(1) 平成29年度に実施した安全管理に関する職員研修の内容

ア 職場で実施した研修

平成29年度の職場における安全管理に関する職員研修は22施設で実施し、過去の実施分も含めると、24施設において実施していた。

研修内容は、次のとおりであった。

＜施設の安全管理に関する研修＞

- ・施設保全事務研修会

＜施設利用者の安全管理に関する研修＞

- ・救急救命講習会（心肺蘇生法、AED操作、止血法）
- ・超繁忙期総合対策（ゴールデンウィーク、お盆の入館者対応）の説明会
- ・避難訓練上映会

- ・防災・危機管理研修会
- ・エレベーター閉じ込め救出訓練
- <その他、安全管理に関する研修>
- ・事業継続計画研修会
- ・施設の防火・防災について
- ・交通安全・防犯講習会
- ・消火栓、自動火災報知設備の使用方法について 等

また、職場で研修を実施したことがない施設では、「職員会議等で個別に周知を図っており体系的、網羅的な形では実施していない」ことを実施したことがない理由に挙げている。

表19 平成29年度に実施した安全管理に関する職員研修の内容（職場で実施した研修）

区 分	施設数
平成29年度に実施した	22
施設の安全管理に関する研修	(6)
施設利用者の安全管理に関する研修	(9)
その他、安全管理に関する研修	(13)
平成29年度は実施していないが過去に実施したことがある	2
実施したことがない	1
計	25

※複数の研修を実施した施設があるため、括弧内の数字の合計は、実施した施設数（22）と一致しない

イ 県のお課が開催する研修に参加

県のお課が開催する研修への参加については、平成29年度は11施設において職員が参加しており、過去の参加分を含めると、13施設において参加実績があった。

研修内容は、次のとおりであった。

<施設の安全管理に関する研修>

- ・公有財産管理・施設保全事務研修会

<施設利用者の安全管理に関する研修>

- ・普通救命講習会
- ・学校安全研修会
- ・避難訓練コンサート

<その他、安全管理に関する研修>

- ・国民保護図上訓練及びテロ災害対策に係る講演 等

また、これまで参加したことがない施設では、「お課の技術担当者とお情報交換でき

ている」、「どのような研修があるのか分からない」、「施設の特徴に適した研修がない」等を参加したことがない理由に挙げている。

表 20 平成 29 年度に実施した安全管理に関する職員研修の内容（県他課が開催する研修に参加）

区 分	施設数
平成 29 年度に参加した	11
施設の安全管理に関する研修	(3)
施設利用者の安全管理に関する研修	(3)
その他、安全管理に関する研修	(6)
平成 29 年度は参加していないが過去に参加したことがある	2
参加したことがない	12
計	25

※複数の研修に参加した施設があるため、括弧内の数字の合計は、参加した施設数（11）と一致しない

ウ 県以外の機関が開催する研修に参加

県以外の機関が開催する研修への参加については、平成 29 年度は 12 施設において職員が参加しており、過去の参加分を含めると、16 施設において参加実績があった。

＜施設の安全管理に関する研修＞

- ・中四国地域技術職員研修会（舞台・照明・音響等の安全管理）
- ・体育・スポーツ施設の法的責任について
- ・電気保安教育
- ・危険物取扱者保安研修

＜施設利用者の安全管理に関する研修＞

- ・体育・スポーツ施設における救急手当について

＜その他、安全管理に関する研修＞

- ・自衛消防隊員教育
- ・上級救命講習、普通救命講習
- ・危険物施設におけるヒューマンエラーについて 等

また、これまで参加したことがない施設では、「業務多忙」や「どんな研修があるか分からない」等を参加したことがない理由に挙げている。

表 2 1 平成 2 9 年度に実施した安全管理に関する職員研修の内容（県以外の機関が開催する研修に参加）

区 分	施設数
平成 2 9 年度に参加した	12
施設の安全管理に関する研修	(9)
施設利用者の安全管理に関する研修	(3)
その他、安全管理に関する研修	(3)
平成 2 9 年度は参加していないが過去に参加したことがある	4
参加したことがない	9
計	25

※複数の研修に参加した施設があるため、括弧内の数字の合計は、参加した施設数（12）と一致しない

エ 実施又は参加している研修の開催又は参加頻度

安全管理に関する研修については、25 施設の全てで定期的に又は不定期に実施（参加）していた。

表 2 2 実施又は参加している研修の開催又は参加頻度

区 分	施設数
毎年度、定期的に実施又は参加している	19
不定期に実施又は参加している	6
実施したことがない又は参加したことがない	0
計	25

第4 監査意見

公共施設において、火災や地震等の災害発生時に、施設利用者や職員の安全を確保し、被害の拡大防止を図るためには、初動体制の整備や職員の危機管理意識の向上等、日頃からソフト面の対策を講じておくことが重要である。

今回、消防法で定める防火・防災管理の視点を中心に、県が所有する25の公共施設を監査した結果、防火管理の理解が不十分な施設があり、是正又は改善を要する事例が見受けられた。

今後は、以下に述べる意見について留意し、公共施設の安全・安心に向けて、より適切で効果的な対応に努められたい。

1 防火管理意識の徹底について（共通）

施設の安全・安心に向けた取組みの実施にあたっては、消防計画の作成や消防訓練の実施等、防火管理上必要な業務を行う防火管理者の責務が重大かつ重要である。

しかしながら、今回の監査では、防火管理者の認識不足からは是正又は改善を要する事例が見受けられた。

今後は、こうしたことのないように、各施設の管理権原者は防火管理者に意識づけを行い、防火管理者は防火管理上必要な業務について再確認されたい。

2 消防計画の内容確認について（共通）

消防法において、防火対象物については、火災の予防や火災発生時の被害の軽減のため、消防計画を作成し、これに基づき、消防訓練の実施等、防火管理上必要な業務を実施することとされている。

監査の結果では、消防計画について、内容に変更が生じているものや、消防訓練の実施内容や回数が不明確なものがあった。

については、各施設の消防計画について、変更が生じていないか又は明確な内容となっているか確認を行われたい。

3 消防訓練の実施について（西郷港旅客上屋、保健環境科学研究所、運転免許課庁舎、大田警察署庁舎）

消防訓練は、消防計画に基づいて、定期的実施しなければならないとされている。

監査の結果では、西郷港旅客上屋、保健環境科学研究所、運転免許課庁舎、大田警察署庁舎で、平成29年度に一度も消防訓練を実施しなかった。

火災発生時に、迅速かつ的確な行動をとることができるようにするためには、消防訓練を繰り返して行うことが重要である。

今後は、消防計画で定めたとおり、定期的消防訓練を実施されたい。

4 訓練内容の充実について（共通）

訓練は、様々な事象に備え、各施設の用途や特性、施設利用者の状況、勤務人員等の実態にあった想定のもとで行うことが重要である。

今回、監査した施設には、大規模な集客施設や夜間も利用される施設等、施設ごとに用途や特性が異なり、施設利用者の中には、緊急時に速やかな避難がしにくい人や情報が伝わりにくい人もいた。

このため、一般の来館者にも訓練参加を呼び掛けている施設、高齢者や車椅子利用者の避難誘導を取り入れている施設、勤務人員が通常よりも少ない夜間に訓練を実施している施設、地震や不審者を想定した訓練を実施している施設があった。

このように、各施設の実態を踏まえて、様々な場面を想定した訓練の実施について検討されたい。

5 消防訓練の結果の検証と活用について（共通）

消防訓練においては、「訓練計画の策定」「訓練の実施」「実施結果の検証」を繰り返して行うことが、職員の危機管理意識の向上や火災発生時の迅速な行動につながる。

監査の結果では、消防訓練の事後検証は、おおむね行われていたが、一部には実施していない施設があった。

また、事後検証は行っているが訓練内容の見直しには至っていない施設もあった。

については、消防訓練の結果の検証を十分に行った上で、反省や改善を要する事項については施設内で情報共有し、次回の訓練や以降の防火管理に生かされたい。

6 災害・事故等発生時の対応マニュアルについて（共通）

火災や地震等の災害や事故等の発生時に、施設利用者や職員の安全を確保し、被害の拡大防止を図るためには、緊急時に必要な行動や役割分担と責任体制、関係機関への連絡等について、マニュアルを作成し、職員へ周知しておくことが重要である。

監査の結果では、8割の施設で災害、事故、不審者対応等、何らかのマニュアルが作成済み又は作成中であり、2割の施設で未作成だったが、その中には、敷地内に複数の建物があるため、あらかじめ役割分担や指示系統を整理し、職員に周知しておいた方が良いと思われる施設もあった。

については、マニュアルを作成していない施設では、施設の用途や特性、建物、利用者の状況等を勘案し、今後、必要に応じて、関係するマニュアルの作成について検討されたい。

また、マニュアルの内容点検や改正について、必要に応じておおむね的確に行われていたが、作成から数年が経過しているのに点検が行われていない施設もあったため、定期的にマニュアルの内容点検を行い、必要な見直しや内容の充実に努められたい。

7 備品等の転倒・落下・移動防止対策について（共通）

共用スペースや執務室に設置している備品等の転倒・落下・移動防止対策をとっておくことは、地震発生時、施設利用者の負傷防止や迅速な避難のために必要な対応である。

監査の結果では、25施設のうち、約8割の施設が、一部に未対策の備品等が残っている又は全く対策ができていない状況であった。

施設の管理者からは、「どこまで対策を講じるべきか判断が難しい」といった疑問もあったが、平成30年度内に管財課が転倒防止マニュアルを作成することから、危険性に応じた優先順位も考慮しつつ、このマニュアルを参考にして、共用スペースや執務室に設置している備品等の転倒・落下・移動防止対策を早期に完了する必要がある。

8 安全管理に関する職員研修について（共通）

火災や地震等の災害や事故等の発生時に、施設利用者や職員の安全を確保し、被害の拡大防止を図るためには、職員が緊急時に冷静な判断に基づき迅速かつ的確な行動がとれるように、日頃から研修の機会を設けることが重要である。

監査の結果では、職場で研修を実施したり、職場外で開催される研修に参加することにより、全ての施設が研修に取り組んでいた。

しかし、このうち、約2割の施設では、不定期に実施（又は参加）している状況であり、毎年度、定期的な実施（又は参加）には至っていなかった。

については、職員研修について、毎年度、定期的な実施（又は参加）するよう努められたい。

平成30年度 行政監査の結果に関する報告書

平成31年2月発行

島根県監査委員

〒690-8501 島根県松江市殿町8番地 県庁南庁舎

島根県監査委員事務局

TEL (0852)22-6651 / FAX (0852)22-6212

ホームページ <https://www.pref.shimane.lg.jp/kansaiinkai/>

メールアドレス kansa@pref.shimane.lg.jp